

● 児童扶養手当と公的年金給付等との併給制限見直しに関するお知らせ

平成26年12月1日から「児童扶養手当法」の一部改正されました。

● 今回の改正により新たに手当を受け取れる場合

これまで、公的年金※を受給する方は児童扶養手当を受給できませんでしたが、平成26年12月以降は、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給できるようになります。

※遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

【例】・お子さんを養育している祖父母等が低額の老齢年金を受給している場合

・父子家庭で、父親が低額の遺族厚生年金のみを受給

・母子家庭で、離婚後に父が死亡し、お子さんが低額の遺族厚生年金のみを受給している場合

＜参考：児童扶養手当の月額＞（平成26年4月～）

子ども1人の場合 全部支給：41,020円 一部支給：41,010～9,680円

子ども2人以上の加算額 2人目：5,000円 3人目以降1人につき：3,000円

● 新たに手当を受給するための手続き

児童扶養手当を受給するためには、事前に相談後、申請手続きが必要です。

該当するか分からない場合や、受給している年金額が手当額より低いかどうかについては、児童家庭課へお問合せ下さい。

石垣市児童家庭課 TEL：0980-82-1704

● 「平成27年度市・県民税（兼）国民健康保険税申告」送付資料の内容の訂正について

市・県民税の申告につきまして、毎年ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年2月9日に申告対象者に申告書用紙を送付いたしましたが、同封しました説明資料の内容について、下記のとおり一部訂正がありましたのでお知らせいたします。

◆説明資料中、「申告書を提出しなければならない方」の内容の一部訂正

● 訂正前

◎申告書を提出しなければならない方

平成27年1月1日現在、石垣市に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

・税務署に所得税の確定申告書を提出した方

・給与所得のみの方で、勤務先から石垣市へ給与支払報告書（源泉徴収票）の提出のない方（勤務先に確認してください）

・65歳以上の公的年金収入のみの方で、扶養控除や医療費・生命保険料・社会保険料等の控除を受けたい方（年金から源泉徴収税額が徴収されている方は、税務署での確定申告になります）

● 訂正後

◎申告書を提出しなければならない方

平成27年1月1日現在、石垣市に住所がある方

ただし、次のいずれかに該当する方は申告の必要はありません。

・税務署に所得税の確定申告書を提出した方

・給与所得のみの方で、勤務先から石垣市へ給与支払報告書（源泉徴収票）の提出のある方（勤務先に確認してください）

・65歳以上の公的年金収入のみの方で、収入が148万円以下の方

【お問い合わせ先】

石垣市役所 税務課市民税係

〒907-8501 沖縄県石垣市美崎町14番地

☎ 0980-83-1133